

別表1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）の設置が必要なサービス（要綱第4条(9)関係）

対象サービス	
ア	短期入所生活介護
イ	短期入所療養介護
ウ	特定施設入居者生活介護
エ	小規模多機能型居宅介護
オ	認知症対応型共同生活介護
カ	地域密着型特定施設入居者生活介護
キ	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
ク	地域密着型介護老人福祉施設
ケ	介護老人福祉施設
コ	介護老人保健施設
サ	介護医療院
シ	介護予防短期入所生活介護
ス	介護予防短期入所療養介護
セ	介護予防特定施設入居者生活介護
ソ	介護予防小規模多機能型居宅介護
タ	介護予防認知症対応型共同生活介護

別表2 「ケアプランデータ連携システム」（「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス）、または「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものの利用開始が必要なサービス（要綱第4条(10)関係）

対象サービス
ア 訪問介護
イ 訪問入浴介護
ウ 訪問看護
エ 訪問リハビリテーション
オ 通所介護
カ 通所リハビリテーション
キ 福祉用具貸与
ク 居宅療養管理指導
ケ 短期入所生活介護
コ 短期入所療養介護
サ 夜間対応型訪問介護
シ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
ス 認知症対応型通所介護
セ 地域密着型通所介護
ソ 小規模多機能型居宅介護
タ 看護小規模多機能型居宅介護
チ 特定施設入居者生活介護（短期利用）
ツ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
テ 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
ト 居宅介護支援
ナ 介護予防訪問入浴介護
ニ 介護予防訪問看護
ヌ 介護予防訪問リハビリテーション
ネ 介護予防通所リハビリテーション
ノ 介護予防福祉用具貸与
ハ 介護予防短期入所生活介護
ヒ 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設等、介護医療院）
フ 介護予防居宅療養管理指導
ヘ 介護予防認知症対応型通所介護
ホ 介護予防小規模多機能型居宅介護
マ 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
ミ 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
ム 介護予防支援
メ 訪問型サービス（みなし、独自、独自／定率、独自／定額）
モ 通所型サービス（みなし、独自、独自／定率、独自／定額）

別表3 介護テクノロジー等の導入

1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
<p>ア 「福祉用具情報システム」((公財) テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。)に掲載された介護テクノロジー</p> <p>「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等の導入に係る経費。</p> <p>※TAIS 掲載先： https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php</p> <p>イ 介護ソフトの定着促進支援</p> <p>介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い、一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi 環境整備に必要な経費等を対象とする。</p> <p>※介護ソフト定着促進費用の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末 (PC、タブレット端末 (リース含む)) ・介護ソフトを利用するためのWi-Fi 環境を整備するために必要な経費 (配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等) ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等 <p>ウ その他</p> <p>アによらず、以下①及び②に該当する機器等の導入に係る経費を対象とする。</p> <p>①申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等</p> <p>②介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等</p> <p>※②の機器等として認められる例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックオフィスソフト (電子サインシステ 	<p>5分の4</p>	<p>ア 第1欄アで示す機器等のうち、TAISで「移乗支援 (装着型・非装着型)」「入浴支援」に掲載されているテクノロジー、「介護業務支援」に掲載されているインカム又は第1欄ウ①で示す機器等のうち、TAISで「移乗支援 (装着型・非装着型)」「入浴支援」に掲載されているテクノロジーと同水準の機能と県が判断した機器等、「介護業務支援」に掲載されているインカムと同水準の機能と県が判断した機器等、第1欄ウ②で示す機器のうちバックオフィスソフト以外</p> <p>1機器につき100万円まで</p> <p>イ 第1欄アで示す機器等のうち TAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト、又は第1欄ウ①で示す機器等のうち、TAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフトと同水準と県が判断した機器等、第1欄ウ②で示す機器等のうちバックオフィスソフト</p> <p>別表4のとおり</p> <p>ウ 上記以外</p> <p>1機器につき30万円まで</p> <p>上記ア～ウによる申請は、1事業所につき合計300万円までとする。</p>

ム、給与・勤怠管理等) 等		
---------------	--	--

別表4 介護ソフトおよびバックオフィスソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数が増減するなど、職員数により合計金額が増減する契約で、介護ソフトおよびバックオフィスソフトのみを導入する場合は第1欄に定める職員数の区分ごとに第2欄に示す基準額、介護ソフトと併せて別表3第1欄イの支援を活用する場合は第1欄に定める職員数の区分ごとに第3欄に示す基準額とする。

それ以外の方式の契約の場合は一律250万円、介護ソフトの導入と併せて別表3第1欄イの支援を活用する場合は265万円を基準額とする。

また、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防を含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により、5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算する。

なお、補助対象となる介護ソフトの要件等については、別表の巻末に記載する「留意事項」を併せて確認の上、申請すること。

1 職員数（申請時点）	2 基準額	3 基準額
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）としても差し支えない。

別表5 介護テクノロジー等のパッケージ型導入

1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
<p>別表3アのテクノロジー及びウ①の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジーまたは「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる別表3アのテクノロジー及び及びウ①の機器等を導入する場合の経費</p> <p>※パッケージ型導入の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援」に該当する複数機器 ・介護ソフト＋インカム 等 	5分の4	1事業所につき400万円まで

別表6 導入支援と一体的に行う業務改善

1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
<p>ア コンサルティング会社等による業務改善支援</p> <p>生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援等）等の支援を受ける際に必要な経費。</p> <p>なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象とならない。</p> <p>イ 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等</p> <p>生産性向上の取組等について、県やあきた介護業務「カイゼン」サポートセンター等が実施する研修の受講や、相談を行うことによる支援を受ける際に必要な経費。</p>	5分の4	<p>1事業所につき48万円まで</p> <p>なお、導入支援と一体的に行う業務改善のみを行う場合、補助金の交付を受けることはできない。</p>

【留意事項】

- ・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ・ 別表3（介護テクノロジー等の導入）第1欄アのテクノロジー及び第1欄ウ①の機器等（介護ソフトを除く。）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して別表3第3欄に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。別表5介護テクノロジー等のパッケージ型導入においては、基準額の範囲内で付帯費用を補助対象とする。

なお、通信費は補助経費に含まない。

【付帯して必要となる経費の例】

- 介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な優先LANの設備工事を含む）、モデム・ルーター・アクセスポイント、システム管理サーバー・ネットワーク構築等）
- 介護ソフト以外の介護テクノロジーの導入に伴って導入するPC、タブレット端末 等
- ・ 介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等や利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用することは差し支えない。
- ・ 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。

なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一气通貫が実現できていれば補助対象とすることができる。

また、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。

（参考）厚生労働省 介護記録ソフト機能調査 ※「補助金参考資料」を参照のこと。

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>）

- ・ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記①を要件とする。

また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記②を要件とする。なお、施設サービスとは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

① 公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及

び厚生労働省が情報提供する「介護記録ソフト機能調査」の結果において、(1)「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、(2) 中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品について申請する場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

- ② 厚生労働省が情報提供する「介護記録ソフト機能調査」の結果において、厚生労働省「科学的介護情報システム (LIFE) について」に掲載されている「CSV 連携仕様書 (LIFE)」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。また、上記情報にない製品について申請する場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

(再掲) 厚生労働省 介護記録ソフト機能調査 ※「補助金参考資料」を参照のこと。

(結果掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

(ベンダー回答先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)

(参考) 厚生労働省 科学的介護情報システム (LIFE) について

(掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)

(参考) ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

(掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)